

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
告 示	
○大規模小売店舗の変更の届出に関する意見の概要（経営支援課）	1
○保安林の指定予定の通知（治山林道課）	1
○公共測量の実施の通知（6件）（用地対策課）	1
○公共測量の終了の通知（2件）（ 〃 ）	1
○道路の区域変更（3件）（道 路 課）	2

告 示

高知県告示第599号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。
令和8年10月13日

高知県知事 濱田 省司

- 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示
令和8年6月高知県告示第361号
- 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
パワーセンター高知
高知市介良字長丁317ー 1 ほか
- 意見の概要
意見なし

高知県告示第600号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
令和8年10月13日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所
香美市物部町別府字梅ノサコ407の 1
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字梅ノサコ407の 1（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。)
高知県告示第601号
国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年9月11日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和8年10月13日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（基準点測量、地形測量、用地測量）
- 作業期間
令和8年9月14日から同年12月25日まで
- 作業地域
幡多郡黒潮町鞭地区及び上田の口地区

高知県告示第602号

日高村長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年9月14日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和8年10月13日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（3D都市モデル作成）
- 作業期間
令和8年9月11日から令和9年3月31日まで
- 作業地域
高岡郡日高村の一部

高知県告示第603号

中土佐町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年9月17日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和8年10月13日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類

公共測量（デジタル航空写真撮影、写真地図作成）
2 作業期間
令和8年9月18日から令和9年3月19日まで
3 作業地域
高岡郡中土佐町全域
高知県告示第604号
法務省高知地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年9月18日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和8年10月13日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 作業期間
令和8年9月16日から令和9年2月28日まで
- 作業地域
高知市大津乙の一部地区（大津小・中学校周辺）

高知県告示第605号

高知県土木部幡多土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年9月25日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和8年10月13日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 作業期間
令和8年9月24日から令和9年1月22日まで
- 作業地域
四万十市西土佐口屋内

高知県告示第606号

高知県土木部中央西土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年9月25日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和8年10月13日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量）
- 作業期間
令和8年9月25日から令和9年2月5日まで
- 作業地域
吾川郡いの町枝川

高知県告示第607号

農林水産省中国四国農政局高知南国農地整備事業所長から令和8年7月高知県告示第472号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和8年9月8日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年10月13日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第608号

香美市長から令和8年8月高知県告示第491号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和8年8月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年10月13日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第609号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和8年10月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年10月13日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 194号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
吾川郡いの町柳瀬石見字森208番1地先から 吾川郡いの町柳瀬石見字石見1142番1まで	前	8.5 └ 43.0	145
	後	8.5 └ 20.8	120

高知県告示第610号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和8年10月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年10月13日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 藪ヶ市松野

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
四万十市西土佐下家地字ヤケカ谷2073番7から 四万十市西土佐下家地字石ヶ谷831番1まで	前	2.7 └ 26.3	262
	後	6.1 └ 35.1	262

高知県告示第611号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和8年10月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年10月13日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 川登中村
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
四万十市佐田字北サコヤ2396番3地先から 四万十市佐田字北サコヤ2392番1地先まで	前	5.5 └ 35.2	92
	後	8.8 └ 45.6	80